

第____回国際農業機械展 in 帯広____ 出展規程

____年____月____日 実行委員会決議により承認

(目的)

- 第1条 本規程は、第____回国際農業機械展 in 帯広 実行委員会（以下「実行委員会」という）が開催する、第____回国際農業機械展 in 帯広____（以下「本農機展」という）について、その運営費用を出展者全員が公平な方法で負担することを定めると共に、実行委員会及び出展者の権利義務を定めることにより、充実した本農機展を開催することを目的として定めるものである。
- 2 実行委員会は、本規程の目的を達成するために必要かつ合理的な範囲で、本規程を実施するための細則を定めることができる。
- 3 本農機展に出展しようとする者は、申込の際に、本規程及び実行委員会が定める他の規程、細則及び指示を遵守することを誓約しなければならない。また、出展した場合においては実際にこれらを遵守しなければならない。
- 4 本規程は、国際農業機械展 in 帯広のホームページ（<http://iams-obihiro.com>）において公開するものとする。

(出展申込)

- 第2条 本農機展に出展しようとする者は、実行委員会の定める期限までに、実行委員会に対し、書面にて本農機展への出展を申し込むものとする。
- 2 出展申込書の記載事項については、実行委員会がこれを定める。
- 3 出展申込書に不備がない場合、出展申込書の提出により、出展申込者と実行委員会の間に展覧契約が成立する。ただし、出展申込者が、第3条各号に該当し、又は実行委員会が出展者としてふさわしくない者と判断した場合は、この限りではない。
- 4 実行委員会は、出展申込者に対し、出展申込書の不備の補正を命じることができ、出展申込者がその命令に従わない場合、出展申込を拒絶することができる。出展申込者が第3条各号に該当する者である疑いが生じた場合において、出展申込者が実行委員会の疑義照会に応じず、又は疑義照会に対し虚偽の回答をした場合も同様とする。
- 5 前2項により展覧契約が成立した場合、実行委員会は、出展申込者に対し特段の通知は行わない。展覧契約が成立しない場合は、実行委員会は、書面により出展申込者に対しその旨を通知するものとする。

6 出展申込者は、出展申込書の提出日から1か月が経過するまでは、任意に、本農機展への出展を取り消すことができる。

7 実行委員会は、やむを得ない事情がある場合、出展者との間の契約内容を変更することができる。この場合、変更の内容は、最小限にとどめなければならない。

(本農機展への参加者としてふさわしくない者)

第3条 実行委員会は、出展申込者（本条においては、出展申込者の親族及び出展申込者が法人である場合にはその役員及び重要な地位にある従業員並びにそれらの者の親族を含む。）が、反社会的勢力（暴力団並びにその構成員（構成員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。）及び準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。）である場合又は反社会的勢力との間に接触を有する者である場合、出展申込を拒絶しなければならない。

2 実行委員会は、出展申込者が以下の各号に該当する場合、出展申込を拒絶することができる。

- (1) 実行委員会ないし実行委員会から委託を受けた者の指示に対し、正当な理由なく従わなかったことがある者
- (2) 過去における農業農機展において、その関係者の財産、信用、名誉等を毀損したことがある者

(出展者の負担)

第4条 出展者は、以下の各号に従って実行委員会が出展者に支払を命じた金銭を支払わなければならない。

(1) 出展料

出展者が使用するコマの面積に応じ、あらかじめ実行委員会が定める額

(2) 電気工事負担金

本農機展会場全体に安全に電気を供給するために要する電気工事に関する費用を、各出展者に対し、実行委員会の決定により分配した額

(3) 電気等の使用料

本農機展の期間中に使用した電気等の使用量に応じた使用料

(4) その他費用

出展者全体の利益に資するとして実行委員会が支払い、又は支払を約した費用を、各出展者に対し、実行委員会の決定により分配した額

2 前項に定める費用の支払期限は、次の各号のとおりとする。

(1) 出展料

出展契約の成立から1か月以内又は実行委員会が定める期日

(2) 電気工事負担金、電気等の使用料、その他費用

実行委員会が定める期日。

- 3 出展者が支払った金銭は、理由の如何を問わず、これを返還しない。ただし、実行委員会が特に定めた場合は、その限りではない。
- 4 出展者が本条に定める支払をしない場合、実行委員会は、なんらの催告を要することなく、出展契約を解除することができる。

(電気工事負担金)

第5条 実行委員会は、本農機展会場全体に安全に電気を供給するため、適切な電気工事業者を選定し、その者と電気工事契約を締結する。

- 2 前項の電気工事に関する費用は、出展者全員でこれを負担する。
- 3 実行委員会は、各出展者個別の電気工事負担金を決定するにあたり、可能な限り多数の出展者が出席できる機会を設け、その意見を聞くものとする。
- 4 各出展者の負担する電気工事負担金は、各出展者が必要とする電気の容量に準拠することを基本としつつ、各出展者の意見も聞いた上で、諸般の事情を鑑み、実行委員会がこれを決定する。

(出展者の義務)

第6条 出展者の展示物は、新品で、かつ、製品（出展者がその展示物を単体で流通させることを予定しているものをいう。）に限るものとする。

- 2 前項の適用にあたり、農業用機械のタイヤについては、これを製品とみなす。
- 3 出展者は、出展する機械の機種、種類、内容、数量その他実行委員会が行う調査・問い合わせ等に対し、誠実かつ速やかにこれに回答しなければならない。
- 4 前項の回答後に出展物を変更する場合、実行委員会と協議の上、その許可を得なければならない。
- 5 展示物は、実行委員会が開催要領に示す範囲のものでなければならない。
- 6 ドローンを展示する場合は、着地した状態での展示とし、飛行展示は、これを禁止する。
- 7 出展者は、展示物の搬入・搬出にあたり、実行委員会の指示を遵守し、また、無用の混雑や事故を発生させないように、十分注意しなければならない。また、出展者は、第三者に展示物の搬入・搬出を行わせることによってこの責任を免れることはできない。

(コマ及び電気工事関係)

第7条 展示場所及びコマの配置割の決定は、実行委員会がこれを行うものとし、出展者はこれに従わなければならない。

- 2 コマ毎の装飾、塔、アーチ、のぼり等については自由とし特段の制限を行わないが、近隣のコマの出展者の迷惑とならないよう配慮しなければならない。
- 3 適法な給電の実施及び公衆の安全の確保のため、各コマへ電気を供給するための設備は、実行委員会が設置する。
- 4 出展者自身による電気の供給は、蓄電池によるもののみこれを認め、発電機を持ち込み及び使用は、禁止する。

(免責)

第8条 本農機展における各出展者の財産については、各出展者が責任をもってこれを保管管理するものとし、各出展者の財産について盗難、紛失、損傷等の事態が生じたとしても、実行委員会及び実行委員会は、その責任を負わない。

- 2 本農機展における展示物や展示方法等に起因して生じた損害及び出展者の各コマ内にて生じた損害については、各出展者がその責めを負うものとし、実行委員会をはじめとする本農機展関係者は、その責めを負わない。
- 3 実行委員会は、本農機展開催期間中、夜間警備員を配置する。ただし、これは、実行委員会が各出展者の財産について法的な管理義務を負うことを意味するものではない。

(禁止事項)

第9条 本農機展は、農業機械業界全体の発展を目的とするもので、各出展者個別の利益を図るものではないため、各出展者は、本農機展の場において、展示品を含む農業機械について、それらを売買し、又はそれらを引渡し、若しくは代金債務の履行を受けてはならない。ただし、売買に至らない商談を禁じるものではない。

- 2 爆発・引火等のおそれのある危険物や、悪臭等により公衆の迷惑となるおそれのある物品については、本農機展への持ち込みを禁止する。
- 3 展示物の搬入及び搬出は、事前に実行委員会に搬入・搬出の作業内容及び日程を届け出た上で、本農機展の開催期間の前後に設けられる搬入・搬出のための日程内において実施しなければならない。また、搬入・搬出の際は、実行委員会の指示に従わなければならない。

(農機展終了後の処理)

第10条 実行委員会は、本農機展が終了した後遅滞なく収支を計算し、不足金がある場合には、第4条第1項第4号のその他費用としてこれを出展者から徴収することができる。

2 実行委員会は、前項により不足金を出展者から徴収する場合、収支計算結果を出展者に送付するとともに、出展者が出席できる機会を設けて、収支計算結果を出展者に報告しなければならない。

3 本農機展の終了に際して、余剰金が生じた場合、その使途は、実行委員会がこれを定める。

4 実行委員会は、余剰金を処分するまでの間は、いつでもその使途を変更することができる。

(天災等による中止又は延期)

第11条 実行委員会は、地震、台風、津波、暴風雨、洪水、感染症の流行、戦争、暴動、内乱、火災、テロ、ストライキその他の抗しがたい事情により本農機展の開催を困難と判断した場合、及び公権力による命令・処分等により本農機展の中止・延期を命じられた場合には、本農機展の中止又は延期（期限の定めのない延期を含む）を決定する。

2 本農機展が中止となることが決定した場合は、第10条を準用する。

3 本農機展が延期となった場合、延期された本農機展のためになされたすべての行為は、延期後の農機展に引き継がれるものとする。

4 実行委員会は、延期とした本農機展について、延期して開催することが実情にそぐわなくなった場合は、これを中止することができる。

(その他)

第12条 出展者と実行委員会の費用負担の別は、次に定めるとおりとする。

(1) 出展物件の荷造り、集配送、保管、陳列、装飾、コマ用テント及びこれらに関する設備備品類は、出展者の負担とする。

(2) 本機械展の会場入口及び案内図等の諸看板の設置、パンフレット及び公式ガイドブックの作成は、実行委員会の負担とする。

2 来場者に配布するチラシ、カタログ、資料、記念品、粗品等については、制限を設けない。ただし、会場近辺に高圧線が有るため、風船等の高圧線による事故を招

く危険があると実行委員会が判断した物品については、配布を制限又は禁止することがある。

- 3 出展者は、各コマ内において物件を作動させる場合には、安全及び騒音に十分注意しなければならない。
- 4 各コマ内において給排水が必要な場合は、実行委員会にその旨の届出をしなければならない。
- 5 出展者は、出展者（出展者の従業員を含む）であるか一般来場者であるかを問わず、病気、負傷その他の事故が発生した場合は、速やかに実行委員会が設置する現地本部に連絡し、その指示を受けて適切な対応にあたらなければならない。
- 6 家畜伝染病等が発生している地域からの出展は、これを禁止する。

（定めのない事項）

第 13 条 本規定に定めのない事項については、実行委員会がこれを決定するものとする。